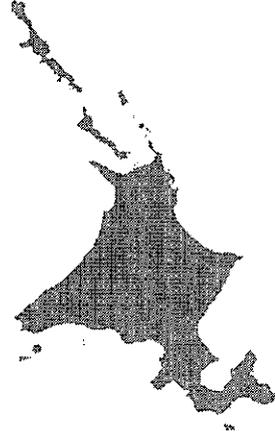


北海道



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

地域医療構想等に関する説明会



令和4年(2022年)5月31日(火)

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

本日の説明項目

- 1 地域医療構想等について
 - (1) 地域医療構想の概要
 - (2) 地域医療構想等に関する国の動き
 - (3) 地域医療構想に係る令和4年度 of 取組方針
 - (4) 各圏域での地域医療構想説明会について
 - (5) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について
- 2 北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する事業について
 - (1) 事業スケジュールについて
 - (2) 令和4年度事業説明（企画調整係・地域医療係分）
- 3 紹介受診重点医療機関について

地域医療構想の概要

策定の経過

- 令和7年(2025年)にいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるような、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、平成26年(2014年)6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(以下「一括法」という。)が成立。
- この一括法において、**効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域医療構想」が位置づけられたもの。**

地域医療構想の推進体制等

目指す姿など

- ▶ **医療のあり方や人口構造の変化に対応し、バランスの取れた医療提供体制を構築することを目指すもの。※病床削減が目的ではない。**
- ▶ 令和7年(2025年)の病床の機能区分ごと(高度急性期、急性期、回復期及び慢性期)の必要量を定める。
- ▶ その実現に向けて、病床機能の分化及び連携の促進、在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保・養成等の施策の方向性を示すもの。

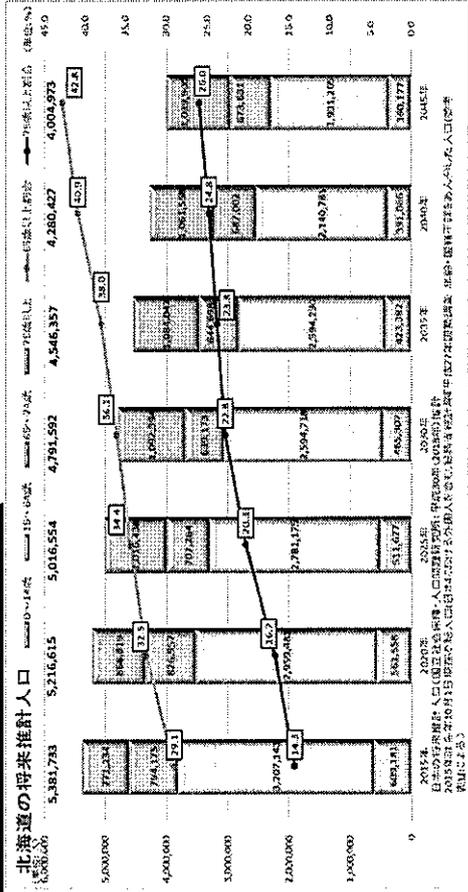
構想区域

- ▶ **21区域**
(医療法に基づく「第二次医療圏」、介護保険法に基づく「高齢者保健福祉圏域」と同)

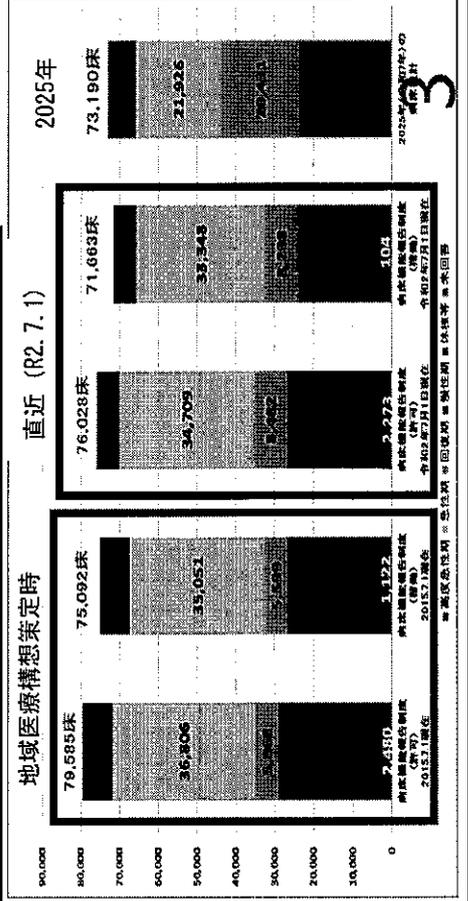
地域医療構想調整会議(医療法第30条の14)

- ▶ 21区域に設置した地域医療構想調整会議において、地域の病院等が担うべき病床機能、都道府県計画に盛り込む事業などに関して協議を行う。

人口の推計(北海道)



構想における必要病床数と現状の比較



地域医療構想等に関する国の動き

○令和3年5月28日 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律公布

新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け

○令和3年6月18日・8月6日 第1～2回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

第1回 第8次医療計画の策定に向けた議論を開始

第2回 第8次医療計画の策定に向け、新興感染症等対応に関する検討の進め方、救急・災害医療提供体制に関するワーキンググループの開催について協議

○令和3年7月29日 第1回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ（厚労省）

第8次医療計画の策定に向け、地域医療構想及び医師確保計画の推進に向けた議論を開始

○令和3年8月6日 第2回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

○令和3年10月13日～11月11日 第3回～5回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

第8次医療計画の策定に向けた検討を進めるに当たり、医療現場・自治体等の関係者から、「今般の新型コロナウイルス感染症対応における取組状況」、「今後の新興感染症等対応に向けた課題等」についてヒアリングを実施

○令和3年12月3日 第2回地域医療構想及び医師確保に関するワーキンググループ（厚労省）

地域医療構想に関する地域の検討・取組状況について報告、新潟県、広島県からの事例発表

○令和3年12月10日 地域医療確保に関する国と地方の協議の場（総務省・厚労省）

各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までにかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求め、検討状況については、定期的に公表を求める。

地域医療構想等に関する国の動き

○令和3年10月6日～12月15日 第1～5回持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営

強に関する検討会（総務省）

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について中間まとめを行い、令和3年度末までに公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインを策定の方向で検討

○令和3年12月23日 経済財政諮問会議 新経済・財政再生計画改革工程表2021

各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までにかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求め、検討状況については、定期的に公表を求める。

○令和3年12月23日 第6回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

外来機能報告等に関する報告書の報告

○令和4年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

地域医療構想等の検討・取組の進め方

○令和4年3月24日 「地域医療構想の進め方について」（厚労省医政局局長通知）

地域医療構想を進める際の追加的な留意事項に関する通知

○令和4年3月29日 「公立病院経営強化の推進について」（総務省自治財政局局長通知）

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の発出

○令和4年5月25日 第8回第8次医療計画等に関する検討会（厚労省）

医療圏、基準病床数、指標について

本日の説明項目

- 1 地域医療構想等について
 - (1) 地域医療構想の概要
 - (2) 地域医療構想等に関する国の動き
 - (3) 地域医療構想に係る令和4年度 of 取組方針
 - (4) 各圏域での地域医療構想説明会について
 - (5) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について
- 2 北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する事業について
 - (1) 事業スケジュールについて
 - (2) 令和4年度事業説明（企画調整係・地域医療係分）
- 3 紹介受診重点医療機関について

地域医療構想に係る令和4年度の取組方針（北海道）

1. 基本的な考え方

- 令和元年度、具体的な取組に向けた集中的な議論を進めるため、各調整会議で、地域の実情を踏まえた「重点課題」（急性期機能の集約化、病院の再編・統合など）を設定し、令和2～3年度は「重点課題」に関する具体的な工程についてなるべく早期に共有を図ることとしていたが、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中、多くの地域で議論を進めることが困難な状況が続いている。
- 一方で、国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法人の設立により、複数医療機関による再編を進める圏域もあり、地域が置かれている状況に応じて取組が進められている状況。
- こうした中、国は「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」を取りまとめ、次期医療計画（R6～11年度）の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、感染拡大時の短期的な医療需要には、医療計画に基づき機動的に対応することとし、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計、考え方など）を維持するとしたところである。
- また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されていることを十分に考慮しつつ、令和4年度においては、地域医療構想に係る民間病院も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを各都道府県に求めている。
- 本道においても、地域では人口減少や高齢化が進行しており、医療ニーズの変化や担い手確保の厳しさが増すことなどを見据え、引き続き、地域医療構想の実現に向けて具体的な取組を進める必要がある。
- このため、新型コロナへの対応に最優先で取り組む地域の状況に十分配慮しつつも、引き続き地域が置かれている状況に応じ、地域医療構想調整会議等における議論を着実に進めていく。
- 地域の医療機能の分化・連携に向けた外来機能報告等に基づく「紹介受診重点医療機関」については、国の考え方が具体的に示され次第、地域における協議の方法等について総合保健医療協議会地域医療専門委員会で検討し、地域医療構想調整会議等に対して示していくこととする。

地域医療構想に係る令和4年度の取組方針（北海道）

2. 令和4年度の取組方針

(1) 重点課題

○ 新型コロナウイルス対応の状況に配慮しながら、地域が置かれている状況に応じ、引き続き、「重点課題」に関する今後の具体的な工程について共有が図られるよう議論を促していくとともに、「地域医療構想調整会議協議会」において検討状況の共有を図る。なお、圏域によっては2025年以降を見据えた中長期的な視点に基づき検討する必要があることに留意。

(2) 公立病院改革

○ 公立病院は、「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和5年度末までに「公立病院経営強化プラン」を策定することとされていることから、次期プランの検討状況を調整会議等において丁寧に説明するとともに、調整会議等の議論の状況を十分に反映するよう求めていく。

(3) 国の再検証要請等への対応

○ 国においては、新型コロナウイルス対応の状況に配慮しつつ、再検証対象医療機関における具体的な対応方針の再検証や民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定について、改めて具体的な工程の設定について検討することとしている。

○ これまで、国の分析結果は1つの参考資料としながら、再検証対象医療機関であるかどうかに関わらず地域において議論を進めることとし、公立・公的・民間すべての病院・有床診療所を対象に今後担うべき役割などに関する「意向調査」を実施し、地域において結果の共有を図ってきたところであり、引き続きこうした取組を進めながら、国の動向に対しても適宜対応していく。

(4) 複数医療機関による再編の取組の横展開

○ 国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法人の設立により、複数医療機関による再編を進める圏域の取組や回復期病床の転換の先進事例について、「構想説明会」や「地域医療構想調整会議協議会」において情報共有するなどして、他の圏域への横展開を図るとともに、重点支援区域の選定について調整会議において合意が得られた圏域がある場合は、国に申請をし、選定を働きかけていく。

(5) 医療データ分析センターの活用

○ 電子レセプト情報等を活用した受療動向等の分析を行う「医療データ分析センター」において、地域医療専門委員会や各圏域の調整会議で活用可能な資料を作成し、更なるデータ分析の活用を図っていく。

令和4年度の構想関係スケジュール

※新型コロナウイルス対応の状況に十分配慮しつつも、地域における継続的な議論が進められるようWEB会議併用も積極的に活用し、進めていく。

6月～ 第1回調整会議

地域医療構想に関する説明会
・構想の取組方針・基金事業など【本庁】

8月～10月 第2回調整会議

「重点課題」の取組状況の共有
各医療機関の検討状況の共有

11月～12月 第3回調整会議

「重点課題」の取組状況の共有
意向調査結果の共有
次期公立プランの検討状況の共有
(国指針の発出状況に基づき)

2月～3月 第4回調整会議

「重点課題」の取組状況の共有
地域医療構想推進シートの更新

9～10月

地域医療構想に係る意向調査実施

※R4.7時点での「具体的対応方針」
(R4.3以降の検討・議論を反映)

3月

「地域医療構想推進シート」更新

※R5.3時点での「具体的対応方針」
(意向調査後の検討・議論を反映)

「重点課題」の取組

R4年度以降の具体的な工程について共有が図られるよう議論を進める

※ 圏域によっては2025年以降を見据えた工程が必要

地域医療構想調整会議 協議会

「重点課題」の工程の検討状況
複数医療機関による再編の取組事例

各圏域での地域医療構想説明会について

- 例年実施していた各圏域での地域医療構想説明会（対象：医療機関、医療関係団体、市町村等）については、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、昨年度及び一昨年度は書面での開催となっている。
- 今年度の開催については、4月26日付け地医第168号通知にてお知らせするとともに、4月27日（水）の保健所長会議でもお伝えしたとおり、新型コロナウイルス感染症の流行状況を勘案しながら、当課より個別に相談させていただくこととしている。
- その際に、開催の方法や日程について相談させていただきたいと考えているため、御協力よろしく願います。

【開催内容（案）】

- 地域医療構想等に関する国及び道の動き
- ・ 地域医療構想の取組状況
- ・ 道内外の地域における取組事例
- ・ 地域医療介護総合確保基金事業[医療分]
- ・ 外来医療機能の明確化・連携について
- ・ 医師の働き方改革について
- 地域の状況
- ・ 地域医療構想推進シートの概要
- ・ 地域の医療機関等に関するデータ

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染症拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて、プランを改定。

第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ 機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染症拡大時等に備えた平時からの取組

- (5) 施設・設備の最適化
 - ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
 - ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）事業（補助事業）実施希望調査のスケジュール（案）

○6月上旬 希望調査実施（一部事業除く）
（一部事業においては、次年度の希望調査も併せて実施）

○7月15日（金） 令和4年度計画書提出×切
（7月22日（金）） 保健所当課進達×切

○8月上旬～ 地域医療構想調整会議で報告
（一部事業）

○9月5日（月） 令和5年度計画書提出×切
（9月12日（月）） 保健所当課進達×切

○9月下旬～10月（予定） 内示（国の内示後）

○10月（予定） 交付申請

○10月～12月（予定） 交付決定

○～4月実績報告提出・額の確定・補助金額支出

紹介受診重点医療機関について

外来医療の機能の明確化・連携

令和3年2月8日医療部会資料

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
→ ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



- 「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ
 - 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
 - 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
 - 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

紹介受診重点医療機関について

外来医療の地域における協議の場に関する医療法の規定

第7回第8次医療計画等に関する検討会資料

○ 都道府県は、医療関係者、医療保険者等との地域の協議の場を設け、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する次の事項について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表。

※ 外来機能報告により報告された事項は、改正医療法第30条の18の2第3項等により、都道府県が公表することとされている。

(協議事項)

- ・ 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況
- ・ 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」
- ・ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進
- ・ 複数の医師が連携して行う診療の推進
- ・ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用
- ・ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

○ 地域の協議の場は、地域医療構想調整会議を活用することができる。

(改正医療法の規定)

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

第三十条の十八の四 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

一 第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

二 第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

四 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

五 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

六 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

4 前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

紹介受診重点医療機関について

▲スケジュール及び具体的な流れ

○ 外来機能報告は、病床機能報告と一体的に報告を行う。令和4年度以降の具体的な年間スケジュールは以下のとおりであり、年度内に地域の協議の場における協議を行っていただく予定。なお、今年度については、原則として、都道府県において、令和5年3月までに紹介受診重点医療機関を公表することとされている。

- | | |
|---------|--|
| 4月～ | <ul style="list-style-type: none">・ 対象医療機関の抽出・ NDBデータ（前年度4月～3月）を対象医療機関別に集計 |
| 9月頃 | <ul style="list-style-type: none">・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼・ 報告用ウェブサイトの開設・ 対象医療機関にNDBデータの提供 |
| 10～11月頃 | <ul style="list-style-type: none">・ 対象医療機関からの報告 |
| 12月頃 | <ul style="list-style-type: none">・ データの不備のないものについて、集計取りまとめ・ 都道府県に集計取りまとめを提供 |
| 1～3月頃 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域の協議の場における協議・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表・ 都道府県に集計結果の提供 |

外来機能報告等に関するガイドラインから抜粋